

連絡委員会当日の zoom 上でのチャットや質問受付フォームにて受けたご質問のうち、当日十分に答えられなかったものについて、回答いたします。

・『ホームページの「部室利用再開」の「各部室の上限人数」の欄に、学生会館の地階がない』

担当者のミスにより、学生会館地下の各部室について、上限人数の記載が抜けておりました。申し訳ございません。修正したものを同じページで公開しております。ご指摘ありがとうございました。

・『インカレサークルの活動について「他大生の利用を認めるかどうかは大学の方針次第ですので、当委員会では再開に向けて動いているということはありません。そのため、他大生の利用再開については大学に直接お問い合わせください。」とある。しかし、学生会館委員会は学生の課外活動を振興する立場にあるのだから、自治会や学友会などと協力して、こうしたサークルの活動を守るべく、積極的に学部当局に働きかける責務があるのではないか。』

キャンパス内での他大生の課外活動が許可された場合、課外活動の振興を目指し積極的に対応いたします。また、他大生も含めた学生会館・キャンパスプラザの利用再開に向け、今後は当委員会としても大学に働きかけを行うようにいたします。

・『(会員証の)googleform で間違えて他大学の学生証でも借りられるように申請してしまったのですが、当大学の学生証のみで借りられるように戻したい場合どうすれば良いですか？』

個別に対応いたしますので、団体名を記載の上メールにてご連絡ください。

・『部室の利用に関して、「物品取り出し以外の活動には事前に活動計画書をご提出いただき学生会館委員会の許可を受ける必要があります」とありますが、部室への物品搬入にも活動計画書の事前提出は必要ですか？』

物品搬入の場合は活動計画書の提出は必要ありません。部室内で活動をする際は事前に活動計画書の提出・許可が必要となります。

・『部室利用のための申請書が書式自由というのは、極めて不親切ではないか。完全に国の許認可に関わる弊害と同じで、許認可する側は別にざっと読んで許可不許可の判断を""上から目線で""下せば良いわけだが、サークル側としては、どこまで書けば良いか基準も何も無い中で、許可が下されるか分からない・ただ時間が無駄になるかもしれないという中で大量の文言を書き上げなければならない。運営委員会側としては、時間を無駄にして会議をすることも仕事の内だろうから痛くも何ともないだろうが、サークル側、というより1人の人間としては、当然ながら可能な限り時間を節減したい。申請する側の立場に立って物事を考えられないのだろうか。共用部屋と同じく、チェックリスト型で十分であろう。官僚ですら規制緩和・許認可手続きの簡素化を進めている。学生会館委員会は、官僚制の弊害だけを集めた組織のように思えてならない。』

大変恐縮ではございますが、活動計画書・申請書は見本に沿ってご記入ください。活動計画書

にない活動を行うことに繋がるため、当委員会でチェックリスト型の申請書等を作ることはいたしません。ただし、活動計画書については「活動内容」「新型コロナウイルス感染症の観点から見た活動の安全な点・危険な点」「それを踏まえた上での感染症予防策」「活動前・中・後における活動方法」をご記入いただければ良いと考えております。

・『キャンパスプラザを（物品取り出し以外の）日々の文化系サークル活動で利用できる見込みはありますか。』

連絡委員会にてお伝えいたしました通り、活動計画書や申請書の提出により部室・共用部屋の利用が可能です。

・『お世話になっております。日頃の学館運営お疲れ様です。

「コロナ禍における部室利用に関する規則」について、看過しがたい内容がありましたので、指摘したく存じます。

<https://www.gkuc.net/img/%E9%83%A8%E5%AE%A4%E5%88%A9%E7%94%A8%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%AB%E3%82%99%E3%82%A4%E3%83%88%E3%82%99%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>

「学生会館運営委員会は提出された活動計画書を教養学部の助言を受けて審査し許可不許可を決定する」

まずはこの文言ですが、「助言を受けて」といえば、誰もが日本国憲法第3条「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。」および第7条「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。（以下略）」を思い起こすことでしょうか。つまり、この文言を読む限り、学生会館運営委員会は意思決定能力のない「象徴」に成り下がっており、かつ、学部が主導権を握っていることがわかります。

また、このようなアナロジーに頼らずとも、この文言が、審査および許可の主体が学生会館運営委員会になく、学部側にあることを表しているのは明らかでしょう。

しかし、学生会館委員会および学生会館があくまで自治により運営されているのは、その会費や委員の出自について言及するまでもありません。

自治団体としては、このように学部阿る姿勢を取るのではなく、学生のことは自らで決めるといった姿勢を持っていただきたいと考えます。

たとえば、自治会では、自主ゼミを主催しておりますが、感染対策に関する微妙な折衝はあれど、その内容が大きく問題にしたことはありませんし、学友会の加盟書類には「死亡事故などが発生したときは学部サークル代表者の情報を渡します」（逆に言えばそれ以外では渡さない）という文言があります。

ましてや、学生会館は学部の守衛も鍵を持つことが許されない、学生のテリトリーでありますから、その「主権」を放棄するような文言は同じ自治団体の理事としては到底看過できません。すでに学部による「検閲」を許してしまっているだけでなく、これが前例となり、なにかあるごとに学部が学生会館に介入するようになる可能性は全く否定できません。

加えて、「何が感染対策に沿った認可されるべき活動か？」などという判断などは、学部の手に頼ることなく、学生会館運営委員会自らが判断できるはずで

以前の意見交換会で、別の理事が似たような質問を差し上げたと同っておりますが、その際は、企画書をいちいち学生側が審査しては人手が足りない、などの実務上の事項を理由にしておられたといえます。ですが、実際にその後活動再開の申請書を出した団体は少なかったようなので、この理由も今や妥当ではないかと思われます。また、人手が足りない場合は、自治団体同士で協力し合うことも考えられるのではないのでしょうか。

最後に、少々厳しい指摘ですが、学生会館運営委員会としては、その決定の責任を自身で負ってほしいという思いがあります。活動再開に関してのメールやホームページでは「警告・活動の中止を命令」「ペナルティを科す」などの仰々しい言葉が踊っています。一方、このように学部の決定を盾にすることで、運営委員会は規制についての一定の責任を学部に帰すことが可能です。しかし、自治団体が規制行政を行うことができるのは、構成員から、その意思表示の有無にかかわらず、一定の同意を得ているからです。すなわち、自治団体は、その決定に対して反対が多くなれば、その責任を負う必要があります。学部の決定を盾にすることで、規制についての一定の責任を学部に帰すやり方は、そう意図したか意図していないかに関わらず、非常に問題だと考えます。

すでに、学館が開かないことにより、運動部と文化部との格差が生じているのはご存知でしょう。不必要な規制を行うべきではありませんし、必要な規制であっても、甘んじて運営委員会にはその決定の全責任を負っていただきたいです。

そこで、以下の点についてお答えをいただきたく存じます。可能であれば、意見交換会后に再度書面で回答を公開していただけるとありがたいです。

- 1．審査の主体は学生会館運営委員会なのか、学部なのか回答をいただきたい。
- 2．審査の主体が学生会館運営委員会ならば、今後原則として活動計画書を学部に提出しないことを約束していただきたい。
- 3．いずれにせよ、今後、活動計画書の審査の過程を明らかにすることを約束していただきたい。
- 4．いずれにせよ、「コロナ禍における部室利用に関するガイドライン」の当該文言の変更を約束していただきたい。

』

- ・審査の主体は学生会館運営委員会なのか、学部なのか回答をいただきたい。

学生会館運営委員会が主体で行っております。

- ・審査の主体が学生会館運営委員会ならば、今後原則として活動計画書を学部に提出しないことを約束していただきたい。

当委員会としては対応いたしかねます。

学生による判断では、科学的・医学的根拠等に欠けます。そこで、学部に活動計画書を提出し、科学的・医学的見地から問題がないかのチェックを入れることは、感染症拡大防止に効果を持つと思われます。また、活動計画書を提出するフォームにおいて、各団体より学部に活動計画書を提出することの了承を得ております。当委員会の判断で学部と活動計画書を共有しているわけではございません。

- ・いずれにせよ、今後、活動計画書の審査の過程を明らかにすることを約束していただきたい。

大まかな活動計画書の審査の過程は以下の通りです。

学生会館運営委員会の担当者が学生会館・キャンパスプラザで行われる課外活動に適した感染症対策が書かれているかを確認し、学部に医学的見地に基づく助言を求め、最終的には学生会館運営委員会が許可不許可の決定をくださいます。もし学部側が不許可相当であるとした場合は理由を問い合わせ、各団体と感染症対策の修正部分について協議を行います。万が一学部が不当な理由で不許可相当とした場合、当委員会は学部に抗議し、該当の課外活動が可能になるよう全力を尽くします。

- ・いずれにせよ、「コロナ禍における部室利用に関するガイドライン」の当該文言の変更を約束していただきたい。

当委員会による検討の結果、当該文言を「教養学部の意見を踏まえつつ」のように変更することになりました。

学部から寄せられるのは参考意見です。そのため、決定の主体性について何ら失われるところはありません。第三者の目を通すことにより、我々だけでは気づくことのできない点についても想起できることから、学部に判断を仰ぎ、その見解を参考にすることに問題はないと考えております。また、これまでのところ、学部の意向だけにより本来許可であったものを不許可にした事例はございません。決定の主体は当委員会にあり、最終判断は当委員会が行います。